



広島県報

定期
第59号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更	(市町行財政室)	一
指定自立支援医療機関の指定	(障害者支援室)	一
家畜伝染病の発生	(畜産振興室)	二
道路の区域変更 (二件)	(道路河川管理室)	二
道路の供用開始	"	三
都市計画の変更 (五件)	(都市企画室)	三
選挙管理委員会告示	三
個人演説会等を開催することができる施設の指定	三
人事委員会告示	三
平成十八年度第一回広島県警察官採用試験及び広島県職員(警察少年育成官)採用試験の結果に基づく広島県警察官採用候補者名簿及び広島県職員(警察少年育成官)採用候補者名簿の確定並びに合格者の第三次試験受験番号	四
公安委員会告示	四
遊技機の型式の検定の告示	四
取用委員会公告	四
土地収用法施行令の規定による公示送達	五

告

示

広島県告示第七百五十一号
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定により、公有水面の埋立てによって次の表の上欄に掲げる土地が福山市の区域内に生じた旨及び同法第二百六十条第一項の規定によって当該土地を同表下欄に掲げる町の区域に編入する旨、福山市長から届出があった。

平成十八年八月七日

広島県知事 藤田雄山

位 置	欄	
	上	下
福山市港町二丁目一九五から一八四の三を経て一八一の三に至る地先	一、一、二九・四四平方メートル	福山市港町二丁目

広島県告示第七百五十二号

障害者自立支援法(平成十七年法律百二十三号)第五十四条第一項の規定によって、指定自立支援医療機関として次の者を指定した。

平成十八年八月七日

広島県知事 藤田雄山

一 病院又は診療所

名称	所在地	自立支援医療の種類	標ぼうつて名いる診療科	指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の氏名	指定年月日
独立行政法人国立病院機構東広島医療センター	東広島市西条町寺家五三三	療育成・更生医療	整形外科	岸和彦	一平成八・八・一
医療法人社団坂上整形外科クリニック	尾道市向東町一〇一四一	療育成・更生医療	整形外科	坂上正樹	一平成八・八・一
医療法人社団マコト矯正歯科クリニック	三原市館町一七二階	療育成・更生医療	歯科矯正	沖部則子	一平成八・八・一

二 薬局又は指定訪問看護事業者等

名称	所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
上山歯科医院	江田島市江田 島町小用二二	療育成・更生医 歯科矯正	一平成 八・八・一
有限会社貴船薬局	安芸郡熊野町大字貴船四九	療育成・更生医	一平成 八・八・一
あざみ薬局	安芸郡府中町鹿籠二丁目三三	療育成・更生医	一平成 八・八・一
スミダ薬局	安芸郡府中町桃山二丁目三三 三三	療育成・更生医	一平成 八・八・一
ももたろう薬局府中店	府中市中須町二七・三	療育成・更生医	一平成 八・八・一
ステーション薬局	府中市中須町二七・三	療育成・更生医	一平成 八・八・一
ももたろう薬局大柿店	江田島市大柿町飛渡瀬一五四 〇・一一	療育成・更生医	一平成 八・八・一
有限会社向原薬局	安芸高田市向原町坂四三八・	療育成・更生医	一平成 八・八・一
有限会社西条薬局	東広島市西条本町一〇二一 東ひろしま敬愛ビル一〇二一	療育成・更生医	一平成 八・八・一
よつば薬局	東広島市西条昭和町七・一九	療育成・更生医	一平成 八・八・一
有限会社向洋薬局駅前店	安芸郡府中町青崎南二・一一	療育成・更生医	一平成 八・八・一
豊島薬局	呉市豊浜町豊島四〇二七	療育成・更生医	一平成 八・八・一
アロース薬局	尾道市美ノ郷町二成二〇六六・	療育成・更生医	一平成 八・八・一
かわきた薬局	庄原市川北町一六三・三	療育成・更生医	一平成 八・八・一
コスモス薬局海田東店	安芸郡海田町幸町一・四五	療育成・更生医	一平成 八・八・一
訪問看護ステーション「スクラム」	三次市十日市東三丁目一四・ 一三次市福祉保険センター二階	療育成・更生医	一平成 八・八・一

広島県告示第七百五十三号
家畜伝染病が次のとおり発生した。
平成十八年八月七日

発生番号	病名	畜種	種類	年齢	発生頭数	決定年月	転帰	発生地	その他参考となるべき事項
一四	ヨーネ病	牛	ホルスタイン	四歳	一頭	平成一八年七月二六日	殺処分	広島県三次市布野町上布野	

広島県知事 藤田雄山

広島県告示第七百五十四号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成十八年八月二十一日までの間、縦覧に供する。
平成十八年八月七日

広島県知事 藤田雄山

区	間	敷地の幅員		延長	備考
		別	敷地の幅員		
庄原市比和町森脇字境合一九八番一地先から庄原市比和町森脇字境合一九八番一地先まで	新	旧	四・五・〇〇	二・一・〇〇	幅員減少 不用物件延長 二・一・〇〇メートル
		新	四・五・〇〇		

広島県告示第七百五十五号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成十八年八月二十一日までの間、縦覧に供する。
平成十八年八月七日

広島県知事 藤田雄山

道路の種類 県道
路線名 比婆山公園森脇線
道路の区域

区	間		別	敷地の幅員	延長	備考
	新	旧				
庄原市比和町森脇字井尻谷一五九三番一地从先から 庄原市比和町森脇字井尻谷一五九四番一地从先まで	二五・三〇〇 二二・六〇〇	三二・五〇〇	メ トル	メ トル	幅員減少 不用物件延長 三一・五〇メ トル	

広島県告示第七百五十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局において、平成十八年八月二十一日までの間、縦覧に供する。

平成十八年八月七日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道広島三次線	安芸高田市甲田町下小原字河久保九三九番二地从先から 安芸高田市甲田町上小原字榎ヶ迫四六七番二地从先まで	平成十八年八月七日

広島県告示第七百五十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項において準用する同法第十八条第一項の規定によって、備後圏都市計画道路一・四・四〇一号尾道三次線を変更した。

なお、第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によって、同法第十四条第一項に規定する図書は、広島県都市部都市事業局都市企画室において縦覧に供する。

平成十八年八月七日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県告示第七百五十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項において準用する同法第十八条第一項の規定によって、御調都市計画道路一・四・一号尾道三次線を変更した。

なお、第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によって、同法第十

四条第一項に規定する図書は、広島県都市部都市事業局都市企画室において縦覧に供する。
平成十八年八月七日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県告示第七百五十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によって、世羅甲山都市計画道路一・四・一号尾道三次線を変更した。

なお、第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によって、同法第十四条第一項に規定する図書は、広島県都市部都市事業局都市企画室において縦覧に供する。

平成十八年八月七日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県告示第七百六十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によって、三次圏都市計画道路一・四・一号尾道三次線を変更した。

なお、第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によって、同法第十四条第一項に規定する図書は、広島県都市部都市事業局都市企画室において縦覧に供する。

平成十八年八月七日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県告示第七百六十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によって、備後圏都市計画下水道(芦田川流域下水道)を変更した。

なお、第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によって、同法第十四条第一項に規定する図書は、広島県都市部都市事業局都市企画室において縦覧に供する。

平成十八年八月七日

広島県知事 藤 田 雄 山

選挙管理委員会告示

広島県選挙管理委員会告示第三十三号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十一条第一項第三号の規定により、個人演

説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、次のとおり指定した旨、廿日市市選挙管理委員会から報告があった。

平成十八年八月七日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本 宗利

施設の名称	所在地	指定年月日
市民活動センター	廿日市市住吉二丁目一番一六号	平成十八年七月二〇日
天神集会所	廿日市市天神一四番六号	平成十八年七月二〇日
長野集会所	廿日市市原一六四番地四	平成十八年七月二〇日

人事委員会告示

広島県人事委員会告示第三号

広島県人事委員会は、平成十八年五月十四日に実施した平成十八年度第一回広島県警察官採用試験及び広島県職員(警察少年育成官)採用試験の結果に基づく広島県警察官採用候補者名簿及び広島県職員(警察少年育成官)採用候補者名簿を平成十八年七月三十一日に確定した。

なお、この試験の合格者の第三次試験受験番号は、次のとおりである。
平成十八年八月七日

広島県人事委員会
委員長 丸山 明

合格者受験番号(受験番号順)

一 警察官A(一般・男性)：十月採用

- 一〇一 一〇三 一〇四 一〇五 一〇六 一〇七 一〇八 一〇九 一一一
- 一一五 一一八 一二〇 一二一 一二二 一二三 一二六 一二七 一三〇
- 一三一 一三三 一三四 一三五 一三六 一三七 一三八 一三九 一四一
- 一四三 一四六 一四七 一四八 一四九 一五一 一五四 一五五 一五六
- 一五七 一五九 一六〇 一六一 一六二 一六四 一六八 一六九 一七〇
- 一七二 一七五 一七六 一七七 一七八 一八〇 一八一 一八三 一八四
- 一八五 一八六 一八七 一八八 一九〇 一九四 一九五 一九六 一九七
- 一九八 一九九 二〇〇 二〇一 二〇四 二〇五 二〇六 二〇八 二〇九

- 二一〇 二一一 二一二 二一四 二一六 二一七 二一八 二一九 二二三
- 二二七 二二八 二二九 二三一 二三二 二三三 二三四 二三七 二四一
- 二四三 二四五 二四九 二五一 二五六 二五八 二五九 二六一
- 二 警察官A(一般・男性)：四月採用
 - 三〇一 三〇三 三〇四 三〇五 三〇八 三〇九 三一〇 三一三 三一六
 - 三一九 三二二 三二五 三二六 三二七 三三〇 三三一 三三三 三三八
 - 三三九 三四一 三四五 三五〇 三五一
- 三 警察官B(一般・男性)
 - 四〇一 四〇二 四〇三 四〇四 四〇六 四〇七 四〇八 四一〇 四一九
 - 四一一 四一二 四一三 四一四 四一六 四一七 四一八 四二〇 四二九
 - 四三一 四三二 四三三 四三四 四四〇 四四一 四四二 四四三 四四九
 - 四五四 四五五 四五七 四五八 四六一 四六二 四六三 四六四 四六九
 - 四六八 四六九 四七二 四七七 四七八 四八〇 四八二 四八三 四八七
 - 五〇一 五〇二 五〇七 五〇八 五〇九 五一〇 五一二 五一五 五一六
 - 五一八
- 四 警察官A(一般・女性)
 - 六〇一 六〇二 六〇四 六〇五 六〇七 六〇八 六〇九 六一〇 六一一
 - 六一五
- 五 警察官B(一般・女性)
 - 七〇一 七〇三 七〇五 七〇六 七〇七 七一一
- 六 警察少年育成官
 - 八〇一

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第60号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第1項の規定により告示する。
平成18年8月7日

広島県公安委員会

委員長 高須 司 登

検定番号 6S0393	検定の有効期間 告示の日 (平成18年 8月7日) から3年間	遊技機の 種類 回胴式遊技 機	型式名 パチスロ パパレシヨ ボウリンヨ ウケン	申請者名(住所) 株式会社藤崎商事 松元中央区内 代表取締役 邦夫 邦夫 (大阪府大阪市丸の内 本町一丁目1番4号)	製造業者名(住所) 住 回
6P0597	同 上	ぱちんこ遊 技機	C R かぐ や物語 A W	株式会社サンセイアール フンドナイ 梅村 義孝 代表取締役 (名古屋市中 区丸の内二丁目11番13号)	住 回

収用委員会公告

土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二号)第五条第一項の規定により、次のとおり公示送達する。

平成十八年八月七日

広島県収用委員会

- 一 送達を受けるべき者
 - 保田保丘衛 住所不明
 - 大本増五郎 住所不明
 - 波田理右工門 住所不明
 - 森本万吉 住所不明
 - 大浜米造 住所不明
 - 中川半左工門 住所不明
 - 奥村忠次郎 住所不明
 - 金井半右衛門 住所不明
- 二 送達すべき書類の名称
 - 広島圏都市計画道路事業一・四・〇〇三号府中仁保道路、三・三・三・三一五号駅前大州線及び三・三・〇一四号大州橋青崎線に係る土地収用事件の更正決定書の正本
- 三 土地等の表示

所在地	地番	地目	公簿	実積	収用する土地の面積
広島市南区仁保四丁目	不明 ただし 九六二番一 又は 九六三番一	宅地	一三三・三四〇・五一	・	一七八・七五
同上	不明 ただし 九四〇番一 又は 九四一番一	宅地	一三三・三二八・〇五	・	一三三・〇七

四 送達すべき書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木部総務管理局土木総務室

広島市中区基町一〇番五二号

(注意) 右書類を受領しないときは、平成十八年八月二十日をもって、その書類の送達があつたものとみなされます。